OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	大阪府北ブロック保健所と国立循環器病研究センターとの看護連携による慢性心疾患児支援の取り組みについて
Author(s)	草野, さゆり; 土井, 節子; 長谷川, 富美子 他
Citation	大阪公衆衛生. 2011, 82, p. 28-31
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83384
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

研究報告

大阪府北ブロック保健所と国立循環器病研究センターとの看護連携による慢性心疾患児支援の取り組みについて

草野さゆり　土井節子　長谷川富美子　岡田榮一　一居誠（大阪府茨木保健所）
吉田礼子（同池田保健所）岩根光子（同豊中保健所）伊東明美（同吹田保健所）

1　はじめに

H17年度より保健所に小児慢性特定疾患医療費給付申請窓口が設置されたことを機に、申請時、保健師による面接を開始した。慢性心疾患児と家族に面接を行う中で、保健師が地域で適切な支援を行うには、正確な医療情報の入手と、事例を早期に把握し退院直後の不安の高い時期のタイムリーな支援が重要で、入院中から支援を開始することも必要であり医療機関との連携は不可欠であると考えた。そこで、管内の専門医療機関である国立循環器病研究センター（以下「国循」）との連携に向けて、大阪府の北ブロック保健所（池田・豊中・吹田・茨木・高槻市）での取り組みを開始した。その経過と、結果及び今後の展望を報告する。

2　研究目的

専門医療機関との看護連携システムを構築することにより、慢性心疾患児に対し地域においてよりよい支援が展開できることを目的に取り組んだ。

3　経過と結果

（1）経過　（別表1参照）

（2）結果

1）H18年度の保護者アンケートと支援事例のまとめ、及び国循医師による研修会と事前連絡会を実施した。保護者アンケートと支援事例のまとめより①事例把握は看護職からの連絡がある場合にタイムリーに支援を開始できた。②保護者の相談内容は将来への不安とともに乳幼児期の育児について不安が多く、支援のニーズが高かった。③保健師は家庭訪問により児の発育・発達確認を行うとともに、具体的な育児の助言や制度の紹介、医療機関・関係機関との調整など地域での生活支援を実施していた、以上3点のことが明確となった。また、医師による研修会・連絡会の準備をする中で、看護部とも連携がとれ事前連絡会へと話が進んだ。連絡会での意見交換により、国循は疾患に関する指導を行い、保健師が退院後の療養体制づくりや育児支援、制度の紹介を行うという役割分担を明確化した。

2）H19～20年度は、看護連携会議を定期開催した。看護連携会議運営要綱、保健師紹介リーフレット、看護要約様式を作成したことで、機関間の役割が明確になりスムーズに連携が行われるようになった。また、事例検討の中で看護師から病態説明を受けることで児の状態が明確になり、適切な在宅療養の支援が実施できた。看護師側も在宅療養生活や療育・保育について具体的なイメージを持てるようになった。北ブロック母子保健事業に関する会議の中でも国循との連携を重点課題として位置づけ、各保健所よりワーキング委員を選出し運営にあたっている。

3）H21年度は、退院カンファレンスの開催に努めた。病院側からも退院前のFAX送付と退院後2週間以内のサマリー送付の協力が得られ、保健所側も退院後早期の訪問と結果の早期の返送に努めた。（別表2参照）

4）H22年度は退院カンファレンス開催基準を検討している。看護連携会議にて基準を作成し、試行予定である。

4　考察

（1）看護連携会議について

H19年度より会議を定例化した。開始時は乳

幼児病棟主体だったが、小児病棟や外来、専門医療連携室も加わり国循全体の取り組みとなった。また国循より、日本医療機能評価機構による病院機能評価時に小児循環器疾患分野で地域保健所と連携を実践していることで評価を得たとの報告があった。

（2）保健師紹介リーフレットについて

リーフレット作成により、看護師が、保健師の役割への理解を深めることができ、保護者へ保健師の紹介を行えるようになった。保護者にとっても、保健師の具体的な支援内容がわかり、連携を進めるにあたり効果的であった。

（3）看護要約の作成について

国循では小児循環器疾患患児連絡票を要養育支援者情報提供票に位置づけたことで、連絡票が診療報酬の適応となり、看護要約の件数も倍増、効果的な連携ができつつある。

（4）看護連携会議運営要綱の作成について

H20 年度に連携会議において検討を重ね国循看護部長、保健所長の承認も得て作成した。運営要綱の作成にむけて検討を重ねる中で、連携目的や意義が深められ、今後の連携の継続や発展に向けての基礎作りができた。運営要綱を作成したことの意義は大きい。

（5）退院前カンファレンスの開催について

H21 年度は退院前カンファレンス開催を双方の目標に、10 件のカンファレンスを開催した。カンファレンスの意義や成果の検討も行い、継続して取り組むことを確認できた。

（6）北ブロック保健所間における連携について

国循との連携を推進していく上で、北ブロック保健所間の協同した取り組みは不可欠である。各保健所のワーキング委員が推進の大きな力となったと考える。

5　結論

保健所が慢性心疾患児と家族に対して、タイムリーに適切な支援を行うためには医療機関連携が不可欠である。また、国循と保健所が相互に連携の目的や意義を共有し連携を推進し継続発展させていくためには、システムを構築し組織的に取り組んでいくことが重要である。連携の方法として、事例報告を含めた会議の開催や看護要約の活用は有効である。退院前カンファレンスの開催など、日常的に専門医療連携室や病棟と連絡できるようになったことは大きな成果だった。国循との連携推進のためには、北ブロック保健所間で目的や課題について共通認識をもち、役割分担および連絡調整を常に行いながら取り組むことが必要である。

6　今後の展望

（1）国循とのさらに円滑な連携をめざす。

保健所と国循が互いの機能を理解し合いながら連携システムを構築してきた。今後も退院カンファレンス開催基準に基づき、患児のスムーズな在宅療養生活を支援していきたい。また、看護連携会議運営要綱に基づき、さらに円滑な連携を行っていきたい。

（2）他の医療機関との連携をめざした体制作り

今回の連携システム構築の経験を活かして、他の医療機関との連携支援体制をめざしたい。今年度、心疾患以外の高度医療児においても、退院カンファレンスの開催をめざしている。

（3）地域関係機関とのネットワークづくり

慢性心疾患児と家族が地域で安心して療養できるためには、専門医療機関だけでなく、地域の医療機関、訪問看護ステーション、療育機関、保育園、幼稚園、学校等を含めた支援ネットワークの充実が必要であり、その連携に向けた調整等も保健所の役割と考える。

別表1＜経過＞

○　平成18年度：連携システム構築へ向けた取り組み開始

年月	内容
H18	①　各保健所申請時面接アンケートの実施・集計・分析・各保健所の支援内容の分析 ②　国循医師による研修会、事前連絡会の実施

別表1＜経過＞（つづき）

○　平成１９年度：連携システム構築のための看護連携会議の定期開催開始

年月日	内容
H19.7.10	①　国循小児病棟の紹介（報告） ②　大阪府保健所の母子保健活動について（報告）
H19.10.4	①　講義　小児期肺高血圧症の病態　　講師　国循　小児科医師 ②　事例検討　・肺高血圧患児の在宅への支援 ・心疾患・ダウン症児への支援
H20.1.24	①　講義　乳幼児病棟での退院にむけての家族指導 講師　国循　乳幼児病棟看護師 ②　事例報告　　報告　保健所保健師 ・先天性心疾患・未熟性をもつ児への保健師の支援における医療機関連携の必要性 ③　北ブロック保健所保健師の支援内容（報告）
H20.3.10	まとめの会

打ち合わせ、調整会議（事務局と事例提供者が出席）を５回、ワーキング会議を３回

○　平成２０年度：看護連携会議定期開催の定着化

年月日	内容
H20.6.25	①　看護連携会議運営要綱の検討 ②　保健師紹介リーフレットの検討 ③　看護要約様式の検討 ④　看護連携会議の年間予定
H20.7.31	①　講義　基礎疾患について　　講師　国循　小児専門看護師 ②　退院患児の近況（報告）　　報告　各保健所保健師
H20.12.9	①　看護連携会議運営要綱、保健師紹介リーフレット、看護要約様式の決定 ②　次回合同連携会議（事例検討会）の打ち合わせ
H21.1.9	合同連携会議（事例検討会） ①　重度の心疾患児が地域療育を受ける体制づくり ②　ペースメーカー装着乳児の母への支援
H21.2.27	①　今年度のまとめと次年度の計画 ②　サマリー受理状況の報告 ③　次年度の計画 ④　看護連携会議運営要綱の変更

○　平成２１年度：退院カンファレンスの開催

年月日	内容
H21.6.16	①　昨年度の決定事項の確認 ②　今年度の活動計画の確認
H21.10.5	①　サマリーについて ②　退院カンファレンスについて ③　医療・看護の専門用語について ④　次回合同連携会議（事例検討会）の打ち合わせ
H21.12.3	合同連携会議（事例検討会） ①　講義「左心低形成症候群の看護」　　講師　国循　小児専門看護師 ②　報告「カンファレンス開催事例」　　報告　各保健所保健師
H22.3.23	①　今年度の実施報告 ②　サマリー受理、カンファレンス開催状況報告 ③　次年度の活動計画

○　平成２２年度：退院カンファレンス開催基準の作成

年月日	内容
H22.7.15	①　今年度の活動計画の確認 ②　連携手順（案）と退院カンファレンス開催基準（案）の検討 ③　合同連携会議（事例検討会）の内容について
H22.10 ～	退院カンファレンス開催基準によるカンファレンス試行
H22.12.2	合同連携会議（事例検討会） カンファレンス開催事例の検討
H23.1（予定）	①　今年度の実施報告 ②　サマリー受理状況・カンファレンス開催状況報告 ③　次年度の活動計画

別表2

	H19年度	H20年度	H21年度
カンファレンス開催回数	−	−	10
サマリー受理総数	7	15	29
その他連絡総数	−	7	55

報　告

新型インフルエンザ対策の検証について

大阪府地域保健感染症課
大西　常敏

はじめに

平成21年4月に海外において発生が確認された新型インフルエンザA/H1N1pdm2009（「以下「新型インフルエンザ」と記載）は、5月16日に国内で初めて神戸市内で感染が確認され、その翌日には府内でも感染が確認された。

海外での発生段階から今日まで、国や府、市町村は既存の新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、死亡重症者の数を最小限にすることを最大の目標として掲げ、その対策に全力で取り組んできた。

また、発熱外来の設置、夜間休日診療の充実など医療関係者のご協力、小中高の休校措置、手洗い、咳エチケットの励行など府民の皆様一人ひとりの取り組みが功を奏し、平成22年3月には、新型インフルエンザは府内の全保健所管内で定点報告数が流行レベルの1を下回り、その後も感染の拡大が見られず、沈静化した。世界的にも、8月10日に、WHO（世界保健機関）から、『ポストパンデミック宣言』が公表され、これを踏まえ、8月27日に、国内における対策としては、ワクチン接種、医療体制の強化などは継続するものの、通常の感染症対策として対応する体制に切り替えることとし、政府の新型インフルエンザ対策本部は廃止されることとなった。

振り返って鑑みると、国の対策やこれまで本府等が行ってきた対策にはうまく機能したもの、課題を残したものがある。このため、これまでに実施してきた保健医療分野を中心とした様々な対策を検証し、今後の新たな新型インフルエンザの発生に備えた対策等につなげるため、昨年度の対策を総括し、医療機関の代表者・感染症の専門家等で構成する「大阪府新型インフルエンザ対策協議会」にも諮った上で成案として取りまとめ、22年9月に公表したところである。

課題・問題点と今後の対策のあり方

これまでの対策の各項目について、課題・問題点を抽出し、今後の対策について検討を行った。まず課題・問題点としてピックアップした項目を羅列すると、〔1〕「情報の収集・提供」（①「情報収集」②「情報提供」）〔2〕「医療機関に対する情報提供」〔3〕「報道機関に対する情報提供」〔4〕「検疫と健康観察」（①「国における空港での検疫対応」②「検疫による航空機同乗者の健康観察」）〔5〕「学校一斉休業」〔6〕「発熱相談センター・新型インフルエンザ相談電話」〔7〕「発熱外来」〔8〕「医療体制の確保」〔9〕「重症者への対応」〔10〕「患者の搬送」〔11〕「検査体制・サーベイランス・積極的疫学調査」〔12〕「資器材の備蓄」〔13〕「新型インフルエンザワクチン接種事業」の13項目と多岐にわたっている。

紙面の都合上、ここでは、今後、特に留意して対策を進めていくべき課題であると考える「発熱相談センター・新型インフルエンザ相談電話」・「発熱外来」・「医療体制の確保」に関する今後の改善方策について述べることとする。

発熱相談センター・新型インフルエンザ相談電話

国の示した症例定義では、38度以上の発熱